

業界団体・関係団体の皆さまへ

令和8年から順次施行!

改正安衛法に対応した 個人事業者等の安全衛生の 取組を支援します!

労働安全衛生法(安衛法)やその関係法令が改正され、会社に雇用されている労働者だけでなく、労働者と同じ場所で働く個人事業者及び中小事業の事業主・役員等(個人事業者等)についても、安衛法に基づく措置義務の主体、保護の対象となりました。本事業では、次の取組を行います。

1 注文者等・個人事業者等向け 説明会への講師派遣等

2 現場へのコーディネーター派遣

3 団体の安全衛生活動への支援

荷役作業場所において、所属の異なる労働者が作業を行う際には、どんな対策が必要になるの?



運送業者等

個人事業者が労働者と同じ場所で作業をする際に、どんな対策が必要になるの?



個人事業者等

うちの施設内に入出入りする業者はたくさんあるけど、どのような場合に連絡・調整が必要になるの?



作業場所管理事業者

個人事業者等 | 労働者を使用しない個人事業者のほか、中小事業の事業主、役員も含まれる。

例) 建設業の一人親方、製造現場で軽作業を行うフリーランス、物流・運送業の個人の配送ドライバーなど

作業場所管理事業者 | 仕事を自ら行い、仕事を行う場所を管理する事業者

例) 建設現場の元方事業者、商業施設等の施設管理者、倉庫・空港ターミナル・港湾等の物流拠点管理者など

1 注文者等・個人事業者等向けの説明会への講師派遣等

注文者等(作業場所管理事業者も含みます)または個人事業者等向けに、改正法令等の内容やそれぞれが講じるべき災害防止措置等に関する説明会を実施する団体等を支援します。お申し込みいただいた団体等へ、

①講師の派遣 及び ②説明会の教材等の提供を行います。



説明会では、参加者の属性(注文者等向け、個人事業者等向け)や業種に応じ、説明内容をアレンジして対応することも可能です。

教材(資料)として、共通の解説資料のほか、それぞれの対象・業種・役割等に対応した解説資料、チェックリスト等のツール集を配布します。

- 対面による開催・オンライン開催(Zoomウェビナー)いずれも可能。
- 説明会の時間: 2時間程度(標準、個別質問の時間を含む)
※団体等のニーズに応じて相談
- 教材等は、事前に、お申し込みいただいた団体または会場へお送りします(オンライン開催の場合はデータで提供)。
- 説明会のうち、個人事業者等向けの説明会では、受講された方に、「受講修了シール」及び修了証をお渡しします(オンライン開催の場合は後日郵送)。
※欠席・遅刻・途中退室された場合は交付しません。

2

現場へのコーディネーター派遣 (現場支援または現場パトロール)

個人事業者等が就業する現場に、コーディネーターを派遣し、現場支援を行います。

- 業界団体、地域の個人事業者等が加入する団体等と連携して対象現場を選定します。
- 現場支援には、研修を受けたコーディネーターが当たります。チェックシート項目に沿って、現場での作業や行動等を確認していき、現場支援を受けた個人事業者等には、「現場支援実施確認カード」を交付します。
- 現場支援を希望する団体・企業様は、特設ページのフォームよりお問い合わせください。

3

団体の安全衛生活動への支援

個人事業者等が加入する団体等の安全衛生活動について、経験豊富な専門家が相談に応じながら、その取組を支援します。

- 業種は問いません。
- 原則として、オンライン（Zoomミーティング）で、相談員がご相談に応じます。
- お申し込みいただいた団体のニーズに応じて、例えば
 - ① 安全衛生教材、個人事業者等が作業開始前に確認できるチェックリスト等の作成
 - ② 個人事業者等の健康管理ガイドラインに基づく業種・職種別ガイドラインの作成などの支援を行います。

◇説明会の講師や現場支援を担当するコーディネーターの養成研修も行っています。

説明会、現場へのコーディネーター派遣、団体安全衛生活動支援の詳細は、
こちらの特設ページをご覧ください

本事業の特設ページ



法令改正に関する資料、チェックシート等のツール、解説動画なども掲載！



個人事業者等の安全衛生確保支援事業 検索

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha.html>

携帯電話・スマホはこちらから



AIチャットボットが、入力いただいた質問にお答えします！

